輸出先国制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第千六十四号

第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。種苗法(平成十年法律第八十三号)第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び

今和四年六月二十七日

農林水產大臣 金子原二郎

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び	登録品種の属する		品種登録を受ける者		輸出する行為を制限
年月日	農林水産植物の	登録品種の名称	の氏名又は名称及び	指定国	する旨
	種類		住所又は居所		
第29267号 令和4年6月13日	Solanum tuberosum L.	なつがすみ	カルビーポテト株式会社 北海道帯広市別府町零号 31番地4		登のを外国苗び消もする品種護以定種及終出を当時なっに対対しの出国外収を当りの出国外収を当りのでの出国のの出国のを当時を制度を対した。